

下関市監査委員公表第12号
令和元年（2019年）6月7日

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施し、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表する。

下関市監査委員 小 野 雅 弘
同 大 賀 一 慶
同 関 谷 博
同 亀 田 博

記

1 監査の対象

部局等	監査対象課所室等
豊浦総合支所	地域政策課、市民生活課、建設農林水産課
教育委員会教育部	豊浦教育支所

2 監査の範囲

平成30年4月1日から平成31年1月31日までににおける財務に関する事務の執行

3 監査の方法

諸帳簿その他の関係書類の調査、現地での確認及び関係職員への聞き取りにより行った。

4 監査の期間

平成31年3月1日から平成31年4月30日まで

5 監査の結果

財務に関する事務は、改善が必要な事項や制度的な検討が必要と思われる事項が見受けられたものの、おおむね適正に処理されていた。

6 指摘事項及び意見

改善が必要な事項は、次の「指摘事項」とおりである。また、制度的な

検討が必要と思われる事項は、「意見」のとおりである。

豊浦総合支所 地域政策課	
	<p>[指摘事項]</p> <p>(1) 「豊浦子ども相撲大会競技運営業務」において、市は仕様書で参加者には必ず傷害保険をかけることを指示し、受託者は参加者全員に付保できる額を含んだ委託料を受けているにもかかわらず、一部の参加者から保険料として参加費用を徴収していた。</p> <p>一部の者から保険料を徴収することは、受託者が独自に取り決めたルールであり、市の想定した業務の実施方法に沿っているとは言い難い。</p> <p>受託者と連絡を密にし、必要に応じて指導を行い、事業や業務を適正に実施されたい。</p>
	<p>[意見]</p> <p>(1) 下関市では子どもを対象とした様々なスポーツ大会が開催されているが、「豊浦子ども相撲大会」のほかに市が主催している大会はないと思料される。「豊浦子ども相撲大会」を市が主催する意義を明確にされたい。</p>
豊浦総合支所 市民生活課	
	<p>[指摘事項]</p> <p>なし</p>
	<p>[意見]</p> <p>なし</p>
豊浦総合支所 建設農林水産課	
	<p>[指摘事項]</p> <p>(1) 指名競争入札に係る指名通知等を行うときは、下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録がない者を対象とすることはできないにもかかわらず、「小串漁港多目的広場緑地管理業務」及び「涌田海岸保全施設維持管理業務」の指名業者に、名簿に登録がない業者が含まれていた。下関市契約規則等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p>
	<p>[指摘事項]</p> <p>(2) 工事等を行うために法定外公共物を使用させる場合は、市は使用の許可を受けた者から工事等着手届や工事等完了届の提出を受けなければならないが、これらの書類が提出されていない事例が見受けられた。下関市法定外公共物の管理に関する条例及び同条例施行規則に基づき、適正に事務処理し、必要に応じて相手方を指導されたい。</p>
	<p>[指摘事項]</p> <p>(3) 道路占用の申請等において、以下の不適切な事例が見受けられた。下関市道路占用規則（以下「占用規則」という。）に基づき、適正に事務処理し、必要に応じて相手方を指導されたい。</p> <p>ア 占用規則に規定する申請書（様式第1号）及び届出書（様式第2号）</p>

	<p>に、申請日や届出日の記載がないもの。</p> <p>イ 申請書に占用の期間が記載されていないもの。</p> <p>ウ 占用を廃止した日よりも前に届出書を提出しているもの。</p> <p>エ 占用規則第2条第2項に規定する期限までに道路の占用許可の申請書が提出されていないもの。</p> <p>オ 直ちに行うべき工事完了の届出書の提出が、工事完了後4か月が経過して行われているもの。</p>
	<p>[意見]</p> <p>なし</p>
<p>教育委員会教育部 豊浦教育支所</p>	
	<p>[指摘事項]</p> <p>(1) 以下の業務に係る条件付き一般競争入札の公告において、次の不適切な事項が見受けられた。適正に事務処理されたい。</p> <p>ア 下関市契約規則第4条第3項第7号に規定する「無効入札に関する事項」が記載されていなかった。（夢が丘中学校スクールバス賃貸借）</p> <p>イ 入札参加資格として、「下関市に対して市税を滞納していないこと」及び「消費税及び地方消費税を滞納していないこと」としているが、当該資格を満たしている書類の提出が確認できなかった。入札参加資格として必要であるならば、書類の提出を求めるなど適正に事務処理されたい。（豊浦教育支所管内中学校一体型印刷機賃貸借）</p>
	<p>[指摘事項]</p> <p>(2) 宇賀ふれあいセンターの使用料及び実費弁償について、以下の事項が見受けられた。</p> <p>ア 下関市ふれあいセンターの設置等に関する条例（以下「設置条例」という。）に規定された時間以外（以下「時間外」という。）に同センターの使用を許可し、設置条例に定められていない使用料を徴収した事例が見受けられた。時間外の使用については、設置条例第3条ただし書に教育委員会が特に必要があると認めるときは変更できる旨規定されているが、使用料の額については規定されていない。時間外の使用が想定されるのであれば、設置条例において適正な使用料を定められたい。</p> <p>イ 当該センターで宇賀小学校のサマーキャンプが開催された際に、使用料及び実費弁償（冷房代及びガス代）を減免していたが、使用等に関する伺書を確認すると、使用料については減免とする意思決定がされていたものの、実費弁償については減免とする意思決定が確認できなかった。適切に事務処理されたい。</p>
	<p>[意見]</p> <p>なし</p>

以上